# キャッシュカード規定（個人用）
# キャッシュカード規定（法人用）
# ＩＣキャッシュカード特約
# デビットカード取引規定
# Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定

A18401A

―おねがい―

1．このカードにご使用のパスワード（暗証番号）は他人に知られないようご注意ください。
2．カードは折り曲げないよう大切にお取扱いください。
3．カードを紛失したり、盗難にあった場合は、直ちに下記にご連絡ください。

| 曜日等 | 受付時間帯 | 受付先名称 | 受付先電話番号 |
|---|---|---|---|
| 金庫営業日 | 8:40～17:40 | お取引店 | お取引店の電話番号 |
| | 上記以外の時間帯 | カード通帳盗難紛失受付センター | 0120－793－714（フリーダイヤル） |
| 金庫休業日 | 終　日 | | |

白河信用金庫

## キャッシュカード規定（個人用）

1．カードの利用

普通預金（総合口座取引の普通預金および利息のつかない普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカード、貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、預入れ・払戻し・振込・振替・残高照会、通帳記帳など取引が可能な機器（以下「自動機」といいます。）を使用して、次の場合に利用することができます。

(1)当金庫、当金庫と業務提携をした信用金庫（以下「提携金庫」という。）、㈱ゆうちょ銀行および㈱セブン銀行で利用する場合。
①当金庫、提携金庫、㈱ゆうちょ銀行または㈱セブン銀行に設置の現金自動預金機、現金自動支払機、現金自動預金支払機等（以下「自動機器」という。）を利用した普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ）の預入れおよび払戻しならびに残高照会が出来ます。
②当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下「振込提携先」といいます。なお、以下「提携先」という場合は振込提携先を含みます。）の自動振込機（振込を行うことのできる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼が出来ます。
(2)当金庫と業務提携をした金融機関（提携金庫、㈱ゆうちょ銀行および㈱セブン銀行を除く。以下「提携金融機関」という。）で利用する場合。提携金融機関に設置の自動機器を使用して普通預金、貯蓄預金の払戻しならびに残高照会ができます。ただし、預入れはできません。

2．預金の預入れ

(1)自動機器を使用して預入れるときは、自動機器にカード（またはカードと通帳）と現金を挿入し、自動機器の指示により操作してください。自動機器による預入れは、自動機器の種類により当金庫、提携金庫、または提携金融機関所定の金額単位とし、１回の預入金額は、その自動機器の取扱範囲内とします。

3．預金の払戻し

(1)自動機器を使用して払戻すときは、自動機器にカード（またはカードと通帳）を挿入して届出の暗証番号と金額を指示により操作してください。なお、この場合、通帳および払戻し請求書の提出は必要ありません。
(2)自動機器による払戻しは自動機器の機種により当金庫、提携金庫、または提携金融機関所定の金額単位とし、１回の払戻金額は、その自動機器の取扱範囲内とします。
なお、１日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲とします。
(3)自動機器を使用して払戻しをする場合、払戻金額と後記５の手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは払戻すことができません。

4．自動機による振込

(1)自動機を使用して、振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては通帳および払戻請求書の提出は、必要ありません。
(2)前項の振込依頼をする場合における１回あたりの振込は、当金庫または、振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、１日あたりの振込は当金庫所定の範囲内とします。
(3)前項にかかわらず、第１項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の自動機による１日あたりの振込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出の金額の範囲内とします。

5．自動機利用手数料等

(1)自動機器を使用してまたは窓口において預入れ、払戻すときは、ご利用の都度所定の手数料を支払ってください。
(2)自動機利用手数料は預金の預入および払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ、払戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当金庫から提携先に支払います。
(3)振込手数料は、振込資金の口座からの払戻し時に通帳および払戻請求書なしで、その払戻した口座から自動的に引き落とします。
(4)カードにより提携金庫の窓口で預金の預入れまたは払戻しをする場合には提携金庫所定の窓口の利用に関する手数料（以下「窓口利用手数料」という）を現金により提携金庫にお支払いください。

6．取扱明細票の交付等

(1)カードによるお取引の都度、その内容を記載した取扱明細票をお渡しします。
(2)カードによるお取引の通帳への記入は、当金庫本支店の自動機器および窓口または提携信用金庫の自動機器で行います。なお、自動機による預入金額と手数料金額または払戻金額と手数料金額はそれぞれ個別に通帳記入します。

7．機器の故障時等の取扱い

(1)停電、故障等により自動機器による預入れができないときは、窓口での営業時間内に限り当金庫本支店または、提携金庫の窓口でカードにより預れください。
(2)停電、故障等により自動機器による払戻しができないときは、窓口での営業時間内に限り、当金庫が別に定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより払戻すことができます。この払戻しを行うときは、払戻請求書に日付、氏名、金額を記入のうえ当金庫所定の手続きにしたがってください。この場合、払戻請求書に、住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
(3)停電、故障により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前２項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることが出来ます。
(4)当金庫、提携金庫、および提携金融機関の自動機が停電、故障等の場合はお取扱いを一時停止することがあります。

8．カード・暗証番号の管理等

(1)当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫および提携金庫の窓口においても同様にカードを確認し、当金庫または提携金庫所定の払戻手続に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
(2)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
(3)カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

9．偽造カード等による払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。
この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

10．盗難カードによる払戻し等

(1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
②当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。
(3)前２項の規定は、第１項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われ不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
(4)第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。
①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
A　本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
B　本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
C　本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

11．カードの紛失、届出事項の変更等

(1)カードを失ったときは、または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当店に届出ください。
(2)暗証番号は、第１項によるほか、当金庫所定の自動機を利用して変更することが出来ます。自動機の画面表示等の操作手順に従って自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の事項を入力してください。この場合、第１項による届出の必要はありません。

12．カードの再発行等

(1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
(2)カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

13．自動機器の操作等

(1)自動機器の使用は所定の要領に従い正しく操作してください。
(2)自動機器の使用に際し、金額、暗証番号等の誤操作により発生した損害については当金庫は、一切の責任を負いません。
なお、提携金庫、及び提携金融機関の自動機器を使用した場合の提携金庫及び提携金融機関の責任についても同様とします。

14．解約、カードの利用停止等

(1)預金口座を解約する場合、またはカードの利用を取りやめる場合にはカードを当店に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終るまで解約を延期させていただく場合があります。
(2)カードの改ざん不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求があり次第、直ちにカードを当店に返却してください。
(3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
①第16条に定める規定に違反した場合
②カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

15．譲渡、質入れなどの禁止

カードは、譲渡、質入れまたは、貸与することはできません。

16．規定の適用

この規定に定めがない事項については、当金庫普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定または、振込規定により取扱います。

以　上

## キャッシュカード規定（法人用）

1．法人用キャッシュカード（以下「カード」という。）のお申込

(1)白河信用金庫（以下「当金庫」という。）に本人規定承認のうえカードの利用を申込み、当金庫が適当と認めた法人（以下「法人」という。）にカードを発行します。
(2)カードの使用者は、当該法人の代表者とします。
(3)使用者のカードによる一切の行為は法人の責任とします。
ただし、使用者がそのカードにより利用した代金および料金については、当該使用者が法人と連帯して責任を負うものとします。
(4)カードの発行に当っては、当金庫所定の手数料をいただきます。

2．カードのご利用

カードは、次の取引に使用できます。
(1)当金庫、当金庫と業務提携をした信用金庫（以下「提携金庫」という。）、㈱ゆうちょ銀行およびローソン銀行の現金自動預金機、現金自動支払機、現金自動預金支払機（以下「自動機器」という。）利用した普通預金の預入れ、および払戻しならびに残高照会ができます。
(2)当金庫設置の自動機器を利用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、当金庫所定の方法で振込の依頼をすることができます。

3．預金の預入れ

(1)自動機器を使用して預入れるときは、自動機器にカード（またはカードと通帳）現金を挿入し、自動機器の指示により操作してください。
(2)自動機器による預入れは自動機器の機種により当金庫、提携金庫、㈱ゆうちょ銀行およびローソン銀行所定の金額単位とし、１回の預入金額は利用する自動機器の機種により当金庫、提携金庫、㈱ゆうちょ銀行およびローソン銀行所定の取扱範囲とします。

4．預金の払戻し

(1)自動機器を使用して払戻すときは、自動機器にカード（またはカードと通帳）を挿入し、届出の暗証番号と金額を指示により操作してください。なお、この場合、通帳および払戻請求書は必要ありません。
(2)自動機器による払戻しは自動機器の種類により当金庫、提携金庫、㈱ゆうちょ銀行およびローソン銀行所定の金額単位とし、１回の払戻金額はその自動機器の種類により当金庫、提携金庫、㈱ゆうちょ銀行およびローソン銀行所定の取扱範囲内とします。また、１日の払戻合計額は当金庫所定の金額の範囲内とします。
なお、この場合、払戻金額と後記14の手数料金額との合計額が預金残高を超えるときは払戻すことができません。

5．自動機器による振込

自動機器を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻、振込を依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提供は必要ありません。

6．取扱明細票の交付等

(1)カードによるお取引の都度、その内容を記載した取扱明細票をお渡しします。
(2)カードによるお取引の通帳への記入は、当金庫本支店の自動機器および窓口または提携信用金庫の自動機器で行います。
なお、自動機器による預入金額と手数料金額または払戻金額と手数料金額はそれぞれ個別に通帳に記入します。

7．機器の故障時等の取扱い

(1)停電、故障等により自動機器による預入れができないときは、窓口での営業時間に限り、当金庫本支店または提携金庫の窓口でカードにより預入れることができます。
なお、この場合、当金庫または提携金庫所定の入金票に日付、氏名、金額等を記入してカードとともに提出してください。
(2)停電、故障等により自動機器による払戻しができないときは、窓口での営業時間内に限り、当金庫が定めた金額を限度として、当金庫本支店または提携金庫の窓口でカードにより払戻すことができます。
なお、この場合、当金庫または提携金庫所定の払戻請求書に日付、法人名、代表者の資格・氏名、金額を記入のうえ、カードおよび届出の暗証番号とともに提出してください。また、この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
(3)停電、故障等により自動機器による振込依頼ができないときは、窓口での営業時間に限り、前項(2)による払戻後に振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
(4)当金庫、提携金庫、郵便局およびローソン銀行の自動機器が停電、故障等の場合は取扱を一時停止することがあります。

8．カード・暗証番号の管理等

(1)当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が代表者に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
(2)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は法人または代表者の電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに代表者から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
(3)カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

9．偽造カード等による払戻し

カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、提携金庫、㈱ゆうちょ銀行およびローソン銀行は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、この限りではありません。

10．盗難カードによる払戻し

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、提携金庫、㈱ゆうちょ銀行およびローソン銀行は責任を負いません。

11. カードの紛失、届出事項の変更等
カードを紛失した場合または法人名、代表者名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. カードの再発行等
(1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
(2)カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

13. 預金機・支払機・振込機への誤入力等
(1)預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫または㈱ゆうちょ銀行の預金機・支払機・振込機を使用した場合の提携金庫または㈱ゆうちょ銀行の責任についても同様とします。
(2)カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

14. 手数料
(1)自動機を使用して預入れ、払戻しをした場合、当金庫、提携金庫、㈱ゆうちょ銀行およびローソン銀行所定の手数料をいただきます。なお、当該手数料は、預入れ、払戻し時に通帳および払戻請求書なしでその預金口座から自動的に引き落とします。
(2)自動機器を利用しての払込依頼をした場合、当金庫所定の振込手数料をいただきます。なお、当該手数料は、振込資金の預金口座引落し時に通帳および払戻請求書なしでその預金口座から自動的に引き落とします。

15. 解約、カードの利用停止
(1)預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
(2)カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
(3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の代表者確認書類の提示を受け、当金庫が代表者であることを確認できたときに停止を解除します。
①第16条に定める規定に違反した場合
②カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

16. 譲渡、質入れ等の禁止
カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. 規定の適用
この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定および振込規定により取扱います。

以　上

## ＩＣキャッシュカード特約

1．特約の適用範囲
(1)この特約は、当金庫が発行するキャッシュカードのうち、ＩＣチップが付加されたカード（以下「ＩＣカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
(2)この特約はキャッシュカード規定（個人用）および法人キャッシュカード規定（以下「当金庫キャッシュカード規定」といいます。）の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫キャッシュカード規定により取扱うものとします。
(3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫キャッシュカード規定の定義によるものとします。

2．ＩＣカードの利用
ＩＣカードは、次の場合に利用することができます。
(1)当金庫所定のＩＣカードが利用できる預金機を使用して預金に預入れをする場合
(2)当金庫所定のＩＣカードが利用できる支払機を使用して預金の払戻しをする場合
(3)当金庫所定のＩＣカードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
(4)その他当金庫所定の取引をする場合

3．ＩＣカードの有効期限
ＩＣカードの有効期限は、無期限となります。

4．ＩＣカードの発行時における手数料の取扱い
カードなしによる再発行および法人カードの新規発行の際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

以　上

## デビットカード取引規定

1．適用範囲
次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当金庫がキャッシュカード規定（法人用を含みます。）にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金および利息のつかない普通預金を含みます。）その他当金庫所定の預金のキャッシュカード（以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役場の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。
①日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である－または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
③規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。
④その他当金庫が認めた法人または個人

2．利用方法等
(1)カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
(2)端末機を利用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
(3)次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
②１回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
③購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
(4)次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
①１日あたりのカードの利用金額（キャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当金庫が定めた範囲を超える場合
②当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
③カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
(5)当金庫がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

3．デビットカード取引契約等
(1)前条第１項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。
(2)前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
①当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図に基づいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲渡人に代わって受領します。
(3)前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

4．預金の復元等
(1)デビットカード取引により預金口座の預金の引落としがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当金庫を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当金庫に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
(2)前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当金庫に取消しの電文を送信し、当金庫が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当金庫は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
(3)第１項または前項において引落とされた預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
(4)デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第１項から前項に準じて取扱うものとします。

5．暗証番号の照合等
当金庫が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の引落しをしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6．読替規定
カードをデビットカード取引に利用する場合におけるキャッシュカード規定（法人用を除きます。）の適用については、同規定第４条第１項中「払戻し、振込の依頼をする場合」とあるのは「払戻し、振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と読み替えるものとします。
また、同様にキャッシュカード規定（法人用を含みます。）に「自動機器」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

7．規定の変更
当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。

以　上

## Pay－easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定

1．適用範囲
(1)当金庫と預金口座振替収納事務に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人（以下「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人（以下「収納受託法人」といいます。）の窓口に対して、キャッシュカードを提示して、後記３．(1)の預金口座振替の依頼を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）については、この規定により取扱います。
なお、本規定におけるキャッシュカードは、当金庫が普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。）および総合口座取引の普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。）についてカード規定に基づいて発行したカードをいいます（以下「カード」といいます。）
(2)本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人に限ります。
(3)なお、本サービスは当金庫が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。
したがって、代理人カードおよび法人カードは、本サービスをご利用いただけません。

2．利用方法等
(1)本サービスを利用するとき、預金者は、収納機関もしくは収納受託法人より犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に定める方法または当金庫と収納機関が合意したその他の方法に基づく本人確認等を受けたうえで、自らカードを収納機関もしくは収納受託法人の窓口に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
(2)次の場合には、本サービスを利用することはできません。
①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
②収納機関もしくは収納受託法人の窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、預金口座振替による支払いを受けることができないと収納機関が定めた商品または役務等に該当する場合
(3)次の場合には、本サービスにおいてカードを利用することはできません。
①当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
②カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
③自ら本サービスの停止を申し出た場合
(4)当金庫が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。
(5)本サービスを利用する際には、収納機関もしくは収納受託法人から、端末により印字された口座振替契約確認書を必ず受領し、申込の内容をご確認いただいたうえで大切に保管してください。

3．預金口座振替契約等
(1)当金庫が、カードの電磁的記録によって端末機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したものとして処理のうえ、入力された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認したときに、当金庫と預金者との間で、契約が解除されるまでの間、収納機関から当金庫にその都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引落しのうえ支払う旨の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立したものとします。
預金口座振替契約が成立した場合、当金庫は、普通預金規定（利息を付さない旨の約定のある普通預金の規定を含みます。）にかかわらず、預金者から預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなく当該口座より請求書記載の金額を引落すことができるものとします。
(2)収納機関の指定する振替日（当日が当金庫の休業日にあたる場合は翌営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による当座貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。

4．預金口座振替契約の解約
(1)預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当金庫へ所定の手続きにより届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当金庫は預金者に通知することなく預金口座振替契約が終了したものとして取扱うことができるものとします。
(2)前記３．(1)にかかわらず、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約を解約する場合には、預金者が本サービスの申込を行った収納機関もしくは収納受託法人より犯罪収益移転防止法に定める方法または当金庫と収納機関が合意したその他の方法に基づく本人確認等を受けたうえで、自らカードを端末機に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力して預金口座振替契約の解約依頼電文を送信してください。当金庫が当該解約依頼電文を受信した場合に限り、預金口座振替契約の解約が成立したものとします。なお、端末機から預金口座振替契約の解約依頼電文を送信できないときは預金口座振替契約の解約はできません。
(3)前記(2)において、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約の解約ができない場合には、届出の印鑑を持参のうえ当金庫本支店にて所定の預金口座振替契約の解約手続を行ってください（カードによる解約依頼はできません。）。
(4)解約手続を行う前に収納機関より送付された請求書は、前記３．により預金口座振替契約が成立したものとして取扱います。

5．本サービスを利用する機能を停止する場合
(1)本サービスを利用する機能は、当金庫所定の手続により当金庫本支店へ申し出ることにより停止することができます。
当金庫がこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
(2)また、この申出の後、本サービスを利用する機能を再開する場合には、当金庫所定の手続により当金庫本支店へ申し出てください。

6．カードの暗証番号の管理等
(1)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに預金者から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに前記５．(1)に基づき本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。
(2)カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

7．免責事項
(1)当金庫がカードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
ただし、この預金口座振替契約の受付が偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任についてはこのかぎりではありません。
(2)本サービスについて仮に紛議が生じても、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫は一切の責任を負わないものとします。

8．規定の準用
この規定の定めのない事項についてカード規定に定めがある場合には、カード規定により取扱います。

9．規定の変更等
(1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
(2)前記(1)の変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以　上

令和３年４月５日現在